

防火基準適合表示制度に関する事務処理要領

(制 定 平成26年6月9日発消予第30号)

(最終改正 令和3年1月27日発消予第57号)

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市火災予防規程（以下「規程」という。）第115条の規定に基づき、防火基準適合表示制度の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、次項に定めるもののほか、規程において使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 表示対象物 旅館、ホテル等のうち、消防法（以下「法」という。）第8条第1項の適用があり、かつ、地階を除く階数が3以上の防火対象物
- (2) 希望表示対象物 旅館、ホテル等のうち、法第8条第1項の適用があり、かつ、地階を除く階数が1又は2の防火対象物
- (3) 定期調査 建築基準法（以下「建基法」という。）第12条第1項の規定に基づき実施する定期調査
- (4) 定期検査 建基法第12条第3項の規定に基づき実施する定期検査（防火設備について行うものに限る。以下同じ。）
- (5) 表示基準適合対象物 防火・防災管理上の基準（以下「表示基準」という。）に適合していると認められる表示対象物及び希望表示対象物

(申請)

第3条 表示マーク交付（更新）申請書（以下「申請書」という。）に添付する定期調査の結果報告書（以下「定期調査報告書」という。）の写し及び定期検査の結果報告書（以下「定期検査報告書」という。）の写しについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期調査報告書の写しは、建築基準法施行規則（以下「建基規則」という。）第5条第1項の規定により、市長が定める時期までに報告があったものとする。
 - (2) 定期検査報告書の写しは、建基規則第6条第1項の規定により、市長が定める時期までに報告があったものとする。
- 2 表示対象物又は希望表示対象物（以下「表示対象物等」という。）であつて、定期調査又は定期検査の対象とならないものについては、次に掲げるとおりとする。
- (1) 定期調査報告書に代えて、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者が、前項第1号の時期までに調査し、作成した建築物調査結果報告書（第1号様式）及び建築物調査結果記録書（第2号様式）を添付することができるものとする。
 - (2) 定期検査報告書に代えて、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者が、前項第2号の時期までに検査し、作成した建築物検査結果報告書（第1号の2様式）及び建築物検査結果記録書（第2号の2の1様式～第2号の2の4様式）を添付することができるものとする。
- 3 第1項各号の時期以後に新築又は改築（一部の改築を除く。）を行った表示対象物等については、次回の調査又は検査を実施するまでの間、第1項及び前項各号の報告書に代えて、建築主が建基法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写しを

添付することができるものとする。

- 4 表示対象物等のうち、主要構造部、たて穴区画又は階段（以下「建築構造等」という。）が既存不適格（建基法第3条第2項の適用があるものをいう。以下同じ。）であり、別表第1から別表第3までに規定する措置を講じたものは、特例基準適合申告書（第3号様式）に措置を講じた箇所を明示した平面図及び措置を講じた後の状況が分かる写真を添えて、申請書と共に提出するものとする。
- 5 申請書に添付する書類が、過去に提出したものと同一場合は、提出を要しないものとする。ただし、前項に係るものを除く。
- 6 次の各号のいずれかに該当する表示対象物等の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）からの申請は、受け付けないものとする。
 - (1) 旅館業法第3条第1項による許可を受けていないとき。
 - (2) 規程第38条の9第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号の規定による返還後、6箇月以上経過していないとき。
 - (3) その他特に申請を受け付けることが適当でない理由があるとき。
- 7 消防署長（以下「署長」という。）は、申請書が提出された場合は、表示マーク交付申請状況一覧表（第4号様式）により、申請状況を管理するものとする。

（審査）

- 第4条 署長は、別表第4の左欄の点検項目のうち、判定の対象となる項目について、同表右欄に掲げる判定基準に適合しているかどうかを判定し、全て適合している場合に、表示基準に適合していると認めるものとする。
- 2 同一敷地内に管理権原者が同一の者である消防法施行令（以下「政令」という。）別表第1に掲げる防火対象物が2以上あり、その中に表示対象物等が含まれる場合は、これらを一の表示対象物等とみなすものとする。
 - 3 審査は、表示対象物等の棟ごとに行うものとし、宿泊室がない棟については、別表第4の建築構造等の項目は、判定の対象としない。
 - 4 複合用途防火対象物である表示対象物等の審査は、対象物全体に及ぶ点検項目の不適合がない場合に限り、政令別表第1(5)項イの用途に供する部分及び当該用途からの避難経路に係る部分のみを判定の対象とすることができるものとする。
 - 5 判定基準に適合しない点検項目が、おおむね一週間以内に是正されたことを確認したときは、適合していると認めるものとする。

（審査の方法）

第5条 審査は、次の区分により行うものとする。

(1) 定期審査

表示マーク等を継続して交付するために実施する審査で、4月1日から同月30日までの間に申請を受け付けたもの。

(2) 随時審査

定期審査以外の審査

- 2 署長は、申請書の添付書類及び京都市消防局査察業務に関する処理要領第13条第1項に規定する査察簿並びに現地確認により審査を実施し、結果を審査（記録）表（第5号様式）に記録するものとする。ただし、査察簿及び申請書の添付書類から、明らかに表示基準に適合していないと認められる場合は、現地確認を省略することができる。

3 署長は、定期審査を行ったときは、交付日の2週間前までに、表示マーク交付申請状況一覧表（第4号様式）を消防局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

4 署長は、随時審査を行い、表示マーク等の交付が必要な場合は、審査（記録）表の写しを速やかに局長に提出しなければならない。

（交付）

第6条 署長は、次の表の左欄に掲げる審査区分に応じ、同表の右欄に掲げる有効期間を記載した表示マーク等を交付するものとする。

審査区分	有効期間
定期審査	10月1日から規程第38条の8に規定する期間
随時審査	署長が定める日から、その日後最初に到来する9月30日まで

2 規程第38条の6第2項に規定する交付を行う場合において、新たに交付することとなる金色の表示マークには、最初に表示マークを交付された年月を記載する。

3 署長は、管理権原者に表示マーク等を交付するときは、規程第24条に規定する防火管理研修を実施し、防火指導、表示マーク等の取扱い等の必要な指導を行うよう努めるものとする。

（複製）

第7条 署長は、表示基準適合対象物の関係者から、表示マークの複製について申出があったときは、表示マークの仕様（第6号様式）に基づき、複製品を作製させることができる。この場合において、複製品は、当該対象物の管理権原者の責任において管理するものとし、当該対象物以外への転用等を行わないよう指導する。

2 複製品は、表示マークの有効期間内に限り使用できるものとし、表示マーク等を返還したときは、使用を停止するよう指導するものとする。

（返還）

第8条 規程第38条の9第1項第5号の「工事中の防火管理体制が確立されているもの」とは、建基法第7条の6に規定する仮使用認定若しくは同法第90条の3に規定する安全上の措置等に関する計画書が提出されているもの又はこれらの対象外となる工事にあつては、工事中的消防計画が提出されているものをいう。

2 署長は、規程第38条の9第2項又は第3項の規定により、表示マーク等返還通知書による通知をしたときは、その写しを局長に提出しなければならない。

（一時停止）

第9条 署長は、表示基準適合対象物が次の各号のいずれかに該当する場合で必要と認めるときは、表示マーク及び電子データの表示マークの掲示の一時停止を求めるものとする。

(1) 火災が発生したとき。

(2) 故障等により、消防用設備等の機能が停止した状態で宿泊客等が利用するとき。

2 一時停止を求める期間は、前項第1号にあつては規程第38条の9第1項第2号に該当するかどうか判明するまで、前項第2号にあつては消防用設備等の機能が復旧するまでとする。

（表示制度対象外施設）

第10条 署長は表示制度対象外施設（表示対象物等以外の旅館、ホテル等をいう。以下同じ。）の管理権原者から申請があった場合は、表示基準に適合しているかどうかについて、書類審査を行い、適合していると認めるときは、表示制度対象外施設通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 署長は、審査を受けようとする表示制度対象外施設の管理権原者に、表示制度対象外施設申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、提出させるものとする。

- (1) 防火対象物点検報告書の写し
- (2) 消防用設備等点検結果報告書の写し
- (3) 建築物調査結果報告書（第1号様式）及び建築物調査結果記録書（第2号様式）
- (4) 建築物検査結果報告書（第1号の2様式）及び建築物検査結果記録書（第2号の2の1様式～第2号の2の4様式）
- (5) その他署長が必要と認める書類

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年6月9日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年7月22日までに申請を受け付けたものについては、第6条第1項の表中「最初に到来する9月30日」とあるのは、「平成27年9月30日」と読み替えるものとする。

3 前項の場合においては、交付日の2週間前までに、表示マーク交付申請状況一覧表を局長に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成26年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

主要構造部が既存不適格である場合の特例基準

地階を除く階数が2又は3である表示対象物等において、次の1から5までに掲げる措置のいずれかが講じられていること。ただし、客の利用する階が全て避難階（直接地上へ通じる出入口のある階をいう。以下同じ。）である場合又は2階若しくは3階の床面積が300平方メートル未満で1階が避難階であり、かつ、2階又は3階が避難階である場合は、特段の措置を要しないものとする。

1 全ての場合に共通の措置

(1)から(3)までの措置が講じられていること。

(1) 政令第12条に規定するスプリンクラー設備又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下「パッケージ省令」という。）第2条に規定するパッケージ型自動消火設備が、当該技術上の基準の例により設置されていること。ただし、延べ面積が1,000平方メートル未満の場合で、政令第12条第2項第4号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備（階段及び廊下にもスプリンクラーヘッドが設けられたものに限る。）が設置されているときは、この限りでない。

(2) 政令第24条に規定する放送設備が、当該技術上の基準の例により設置されていること。ただし、火災である旨を一斉に伝達することができる電話機等が設置されているときは、この限りでない。

(3) 避難階以外の階の客室から二方向の有効な避難経路が確保されていること。この場合において、屋内を避難経路とするときは、階段が有効な避難経路となるよう廊下等が区画（不燃材料による区画以上の区画とする。以下同じ。）されていること。

2 2階の床面積が300平方メートル以上であり、1階のみが避難階である場合の措置

(1) 客が3階を利用しないとき

ア又はイの措置及びウからカまでの措置が講じられていること。

ア 政令第11条に規定する屋内消火栓設備のうち1人で操作することができるもの又はパッケージ省令第1条に規定するパッケージ型消火設備が当該技術上の基準の例により設置されていること。

イ 強化液消火器が、政令第10条に規定する消火器の設置基準にかかわらず、客室に1個以上設置されていること並びに客室の壁、客室から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井（天井のない場合は屋根）の室内に面する部分が難燃材料で仕上げられていること。

ウ 2階の客室から屋内を経由することなく屋外に安全に避難できる経路が確保されていること又は当該客室に政令第25条に規定する避難器具が当該技術上の基準の例により設置されていること。

エ 1(2)の措置が講じられていること。

オ 3階を従業員のみが使用（一時的な使用を除く。）する場合は、自動火災報知設備の副受信機を設置するなど、火災発生時に速やかな避難誘導ができる措置が講じられていること。

カ 3階を従業員のみが一時的に使用する場合は、3階への扉を施錠するなど客が3階に立ち入らない措置が講じられていること。

(2) 客が3階を利用（宿泊を除く。）するとき

ア (1)ア又はイの措置並びに(1)ウ及びエの措置が講じられていること。

イ 全ての階段に防煙垂れ壁が設置されていること。

(3) 客が3階に宿泊するとき

ア又はイからエまでの措置が講じられていること。

ア 3階及び当該階へ至る階段とその他の部分とが区画され、3階及び当該階へ至る階段には1(1)の措置が、その他の部分には(1)ア又はイの措置並びに(1)ウ及びエの措置が講じられていること。

イ (1)アからウまでの措置が講じられていること。この場合において、(1)ウ中「2階の客室」とあるのは、「2階及び3階の客室」と読み替えるものとする。

ウ 政令第24条に規定する放送設備が、当該技術上の基準の例により設置されていること。この場合において、規則第25条の2の規定にかかわらず、各客室にはスピーカーが設置されていること。

エ (2)イの措置が講じられていること。

3 2階及び3階の床面積が300平方メートル以上であり、1階及び2階が避難階である場合に、客が3階を利用（宿泊を含む。）するときの措置

2(1)ア又はイの措置並びに2(1)ウ及びエの措置が講じられていること。この場合において、2(1)ウ中「2階の客室」とあるのは、「3階の客室」と読み替えるものとする。

4 2階の床面積が300平方メートル以上であり、1階及び3階が避難階である場合の措置

2(1)ア又はイの措置並びに2(1)ウ及びエの措置が講じられていること。

5 2階の床面積が300平方メートル未満であり、1階が避難階である場合の措置

(1) 客が3階を利用しないとき

2(1)オ又はカの措置が講じられていること。

(2) 客が3階を利用（宿泊を除く。）するとき

ア 強化液消火器が、政令第10条に規定する消火器の設置基準にかかわらず、客室に1個以上設置されていること。

イ 2(2)イの措置が講じられていること。

(3) 客が3階に宿泊するとき

2(3)と同じ。

別表第2（第3条関係）

たて穴区画が既存不適格である場合の特例基準

表示対象物等に、次のいずれかの措置が講じられていること。

- 1 客の利用が、避難階の2上の階までであるときは、別表第1 1の措置が講じられていること。
- 2 客の利用が、避難階の2上の階までであるときは、2階の床面積にかかわらず、別表第1 2(3)の措置が講じられていること。この場合において、同表2(1)ウ中「2階の客室」とあるのは、「最も高い避難階の直上階の客室」と、同表2(3)ア中「3階」とあるのは、「最も高い避難階の2上の階」と読み替えるものとする。
- 3 たて穴区画に次に掲げる措置が講じられていること。
 - (1) 階段、吹抜き及びエスカレーターは、防火設備を常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式のものとする。
 - (2) 昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。
 - (3) パイプスペース、ダクトスペース、リネンシュート、ダストシュート等は、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第112条に適合していること。

別表第3（第3条関係）

階段が既存不適格である場合の特例基準

表示対象物等に、次のいずれかの措置が講じられていること。

- 1 客の利用が、避難階の2上の階までであるときは、別表第1 1の措置が講じられていること。
- 2 客の利用が、避難階の直上階から直下階のみであるときは、別表第1 2(1)ア又はイの措置並びに同表2(1)ウ及びエの措置が講じられていること。この場合において、同表2(1)ウ中「2階の客室」とあるのは、「避難階の直上階又は直下階の客室」と読み替えるものとする。

別表第4（第4条関係）

点 検 項 目	判 定 基 準
(1) 防火対象物の点検及び報告	ア 点検及び報告が行われていること又は特例の認定がされていること。 (法第8条の2の2第1項及び法第8条の2の3第1項)
	イ 防火管理維持台帳の記録及び保存がされていること。 (消防法施行規則（以下「規則」という。）第4条の2の4第2項)
	ウ 防災管理に係る点検及び報告が行われていること。 (法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項及び第8条の2の3第1項)
	エ 防災管理維持台帳の記録及び保存がされていること。 (規則第51条の12第1項)
防火・防災管理者等の届出	ア 防火管理者選任（解任）の届出がされていること。 (法第8条第2項)
	イ 消防計画の作成（変更）の届出がされていること。 (政令第3条の2第1項)
	ウ 防災管理者選任（解任）の届出がされていること。 (規則第51条の8第1項)
	エ 防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。 (規則第51条の9において準用する規則第3条の2第1項)
(3) 自衛消防組織の届出	自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。 (法第8条の2の5第2項)
防火・防災管理等	ア 防火及び防災管理に係る消防計画が適正に作成されていること。 (規則第3条第1項から第3項まで、第51条の8第1項及び第2項)
	イ 消防計画に基づき、防火及び防災管理上必要な業務が行われていること。 (法第8条第1項(法第36条第1項において準用する場合を含む。))
	ウ 消防機関に通報のうえ、消火訓練及び避難訓練を年2回以上、防災に係る避難訓練を年1回以上実施していること。 (規則第3条第10項、第11項、第51条の8第3項及び第4項)
	エ 防火管理又は防災管理業務受託者に対する教育及び訓練を実施していること。 (京都市火災予防条例（以下「条例」という。）第46条の3第1項及び第2項)
	オ 自衛消防組織に係る事項を消防計画に定めていること。 (規則第4条の2の10第1項及び第2項)

(5) 統括防火管理者等の届出	ア 統括防火管理者の選任（解任）の届出，防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。 （法第8条の2第4項及び政令第4条の2第1項）
	イ 統括防災管理者の選任（解任）の届出，建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出がされていること。 （法第36条第1項において準用する法第8条の2）
(6) 防火・避難施設等	ア 防火設備が適正に管理されていること。 （条例第52条の2第1項）
	イ 避難施設が適正に管理されていること。 （法第8条の2の4，条例第52条）
	ウ 延べ面積が3,000平方メートル以上の防火対象物のたて穴区画に用いられる防火設備は，物件を置いてはならない範囲が床面等に表示されていること。 （条例第52条の2第2項）
	エ 避難経路図が掲示され，利用者に周知され，かつ，就寝場所に携行用電灯を常備されていること。 （条例第54条）
	オ 非常用の進入口が適正に管理されていること。 （条例第54条の2）
	カ 防火対象物の使用開始（変更）の届出がされていること。 （条例第55条）
(7) 防災物品の使用	ア 防災物品が使用されていること。 （法第8条の3第1項）
	イ 当該防災物品に表示が付されていること。 （法第8条の3第2項，第3項及び第5項）
(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	ア 圧縮アセチレンガス等の届出がされていること。 （法第9条の3第1項）
	イ 核燃料物質等の届出がされていること。 （条例第59条）
(9) 火気使用設備・器具	ア 火を使用する設備及びその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備の位置，構造及び管理の基準に適合していること。 （条例第3章第1節）

		イ 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準に適合していること。 (条例第3章第2節)
		ウ 火の使用に関する制限等に適合していること。 (条例第3章第3節)
	(10) 指定数量未満の危険物・指定可燃物	ア 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いが適正であること。 (条例第4章第1節)
		イ 指定可燃物の貯蔵及び取扱いが適正であること。 (条例第4章第2節)
		ウ 指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等がされていること。 (条例第58条第1項)
消防用設備等	(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持	ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等が、適正に設置され、及び維持されていること。 (法第17条, 第17条の2の5, 第17条の3及び条例第5章)
		イ 政令別表第1(5)項イの用途が存する防火対象物(同表(5)項イの部分に限る。)には、消火器及び自動火災報知設備が設置され、維持されていること。
	(2) 消防用設備等の点検及び報告	ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。 (法第17条の3の2)
		イ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。 (法第17条の3の3)
危険物施設等		(1) 製造所, 貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という)における危険物の貯蔵又は取扱いが技術上の基準に適合していること。 (法第10条第3項)
		(2) 製造所等の設置又は変更の許可を受けていること。 (法第11条第1項)
		(3) 製造所等の譲渡又は引渡の届出がされていること。 (法第11条第6項)
		(4) 危険物の品名, 数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていること。 (法第11条の4第1項)
		(5) 製造所等の位置, 構造及び設備が技術上の基準に適合していること。 (法第12条第1項)
		(6) 危険物保安監督者の選任(解任)の届出がされていること。 (法第13条第2項)

		(7) 危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと (甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。) (法第13条第3項)
		(8) 予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。 (法第14条の2第1項)
		(9) 定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。 (法第14条の3の2)
建築 構造 等	(1) 定期調査報告・定期検査報告	ア 定期調査及び報告が行われていること。 (建基法第12条第1項)
		イ アの対象外である場合、建築物調査結果報告書が適正に作成されていること。
		ウ 定期検査及び報告が行われていること。 (建基法第12条第3項)
	(2) 建築構造等 (現行の建築基準法令に適合していること又は既存不適格にあっては、別表第1から別表第3までに規定する措置が講じられていること。)	エ ウの対象外である場合、建築物検査結果報告書が適正に作成されていること。
		ア 主要構造部が適合していること。 (建基法第21条、第27条及び第35条の3)
		イ たて穴区画が適合していること。 ただし、既存不適格部分が昇降機の昇降路(避難経路に当たるものを除く。)の戸等である場合は、当該戸等が、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していれば、本項目については、表示基準に適合しているものとして取り扱う。 (建基法第36条及び建基令第112条第11項から第13項まで)
	(3) 避難施設等 (建築基準法令に適合(既存不適格を含む。)していること。)	ウ 階段が適合していること。 (建基法第35条及び建基令第120条から第123条まで)
		ア 主要構造部((2)アを除く。)が適合していること。 (建基法第22条から第25条まで、第61条から第63条まで及び第65条)
		イ 廊下の幅が適合していること。 (建基法第35条及び建基令第119条)
		ウ 階段の構造が適合していること。 (建基令第23条から第26条まで)
		エ 屋外への出入口等が適合していること。 (建基法第35条、建基令第125条及び第125条の2)

	<p>カ 排煙設備が適合していること。 (建基法第35条, 建基令第126条の2及び第126条の3)</p>
	<p>キ 非常用の照明装置が適合していること。 (建基法第35条, 建基令第126条の4及び第126条の5)</p>
	<p>ク 非常用の進入口等が適合していること。 (建基法第35条, 建基令第126条の6及び第126条の7)</p>
	<p>ケ 敷地内の通路が適合していること。 (建基法第35条, 建基令第128条及び第128条の2)</p>
	<p>コ 内装制限が適合していること。 (建基法第35条の2及び建基令第128条の3の2から第128条の5まで)</p>
	<p>サ 防火区画 ((2)イを除く。)等が適合していること。 (建基法第26条, 第36条及び建基令第112条から第114条まで)</p>
	<p>シ 非常用エレベーターが適合していること。 (建基法第34条第2項, 建基令第129条の13の2及び第129条の13の3)</p>
防火管理体制指導マニュアルに基づく自衛消防訓練	<p>ア 1年に1回以上訓練を実施していること。 (規程第31条)</p>
	<p>イ 訓練の実施結果が良好であること。</p>

関連図書の整備状況	確認に要した図書	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 各階平面図あり） <input type="checkbox"/> 無
	直近の確認済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 交付番号 年 月 日 第（ ）号 交付者 <input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関（ ）
	完了検査に要した図書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	直近の検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 交付番号 年 月 日 第（ ）号 交付者 <input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関（ ）

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 資格等の欄は、調査者の有する資格等について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。

3 増築，改築，用途変更等の経過欄は，建築（新築を除く。），模様替え，修繕又は用途の変更（以下「増築，改築，用途変更等」という。）について，古いものから順に記入し，確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を，受けていない場合は増築，改築，用途変更等が完了した年月日を，併せて記入し，それぞれ増築，改築，用途変更等の概要を記入してください。

4 添付書類として，建築物調査結果記録書（第2号様式）を提出してください。

第1号の2様式（第3条関係）

建築物検査結果報告書

検査実施日	年 月 日から		年 月 日まで	
(代表となる) 検査者	資格等	()建築士()登録	第	号
		防火設備検査員	第	号
	フリガナ			
	氏名			
	勤務先	建築士事務所 知事登録		第
電話番号				
その他の検査者	資格等	()建築士()登録	第	号
		防火設備検査員	第	号
	フリガナ			
	氏名			
	勤務先	建築士事務所 知事登録		第
電話番号				
防火対象物	所在地			
	名称			
	用途			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 資格等の欄は、検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。

3 添付書類として、建築物検査結果記録書（第2号の2の1様式～第2号の2の4様式）を提出してください。

第2号様式（第3条関係）

建築物調査結果記録書

番号	調査項目		調査結果				
			指摘なし	要 是正	既存 不適格		
1	外壁	躯体等	外壁，軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
2	屋根（屋上面を除く。）		屋根の防火対策の状況				
3	防火区画	建築基準法施行令（以下「令」という。）第112条第1項から第13項までに規定する区画の状況					
4		令第112条第1項，第4項，第5項又は同条第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況					
5		令第112条第18項に規定する区画の状況					
6		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況				
7			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
8		壁の室内に面する部分	準耐火性能等の確保の状況				
9			耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	部材の劣化及び損傷の状況			
10	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況						
11	給水管，配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況						
12	令第114条に規定する界壁，間仕切壁及び隔壁			令第114条に規定する界壁，間仕切壁及び隔壁の状況			
13	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分		室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
14	床	耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）		準耐火性能等の確保の状況			
15				部材の劣化及び損傷の状況			
16				給水管，配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			
17	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分		室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
18				室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況			
19	防火設備（防火扉，	区画に対応した防火設備又は戸の設置状況					
20		居室から地上へ通じる主たる廊下，階段その他の通					

	防火シャッターその他これらに類するものに限る。)又は戸	路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況				
21		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況				
22		防火扉又は戸の開放方向				
23		常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況				
24		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況				
25		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況				
26		常閉防火扉等の固定の状況				
27	照明器具, 懸垂物等	防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具, 懸垂物等の状況				
28	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
29	廊	幅員の確保の状況				
30		物品の放置の状況				
31	出入口	出入口の確保の状況				
32		物品の放置の状況				
33	屋上広場	屋上広場の確保の状況				
34	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況				
35		手すり等の劣化及び損傷の状況				
36		物品の放置の状況				
37		避難器具の操作性の確保の状況				
38	階	直通階段の設置の状況				
39		幅員の確保の状況				
40		手すりの設置の状況				
41		物品の放置の状況				
42		階段各部の劣化及び損傷の状況				
43	階	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況			
44		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況			
45	開放性の確保の状況					
46	段	特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況			
47			付室等の排煙設備の設置の状況			
48			付室等の排煙設備の作動の状況			
49			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況			
50		物品の放置の状況				
51	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況			
52			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況			
53			可動式防煙垂れ壁の作動の状況			
54		排煙設備	排煙設備の設置の状況			
55			排煙設備の作動の状況			
56			自然排煙口の維持保全の状況			
57	その他	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況			
58			非常用の進入口等の維持保全の状況			
59	その他	非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況			
60			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況			

	等		況				
61			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
62			乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
63			物品の放置の状況				
64			非常用エレベーターの作動の状況				
65		非常用の照明装置		非常用の照明装置の設置の状況			
66				非常用の照明装置の作動の状況			
67			照明の妨げとなる物品の放置の状況				

特記事項				
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

注1 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の番号欄から調査結果欄までを取消線で抹消してください。

- 2 要是正欄は、調査項目について、平成20年国土交通省告示第282号別表（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 3 指摘なし欄は、2に該当しない場合に○印を記入してください。
- 4 既存不適格欄は、要是正欄に○印を記入した場合で、建基法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 5 調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合は、特記事項として、該当する調査項目の番号、調査項目、指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は改善策の具体的内容を記入し、改善した場合は当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は当該年月の前後に括弧を付して記入してください。

第2号の2の1様式（第3条関係）

建築物検査結果記録書（防火扉）

番 号	検 査 項 目		検 査 結 果			
			指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格	
1	防 火 扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
2		扉， 枠 及 び 金 物	扉の取付けの状況			
3			扉， 枠 及 び 金 物 の 劣 化 及 び 損 傷 の 状況			
4		危 害 防 止 装 置	作動の状況			
5	連動機構	煙感知器，熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
6			感知の状況			
7		温 度 ヒ ュ ー ズ 装 置	設置の状況			
8		連 動 制 御 器	スイッチ類及び表示灯の状況			
9			結線接続の状況			
10			接地の状況			
11			予備電源への切り替えの状況			
12		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
13			容量の状況			
14		自 動 閉 鎖 装 置	設置の状況			
15			再ロック防止機構の作動の状況			
16	総 合 的 な 作 動 の 状 況		防火扉の閉鎖の状況			
17			防火区画の形成の状況			

特		記		事		項	
番 号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月			

注1 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の番号欄から検査結果欄までを取消線で抹消してください。

2 要是正欄は、検査項目について、平成28年国土交通省告示第723号別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

3 指摘なし欄は、2に該当しない場合に○印を記入してください。

4 既存不適格欄は、要是正欄に○印を記入した場合で、建基法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

5 検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合は、特記事項として、該当する検査項目の番号、検査項目、指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は改善策の具体的内容を記入し、改善した場合は当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は当該年月の前後に括弧を付して記入してください。

第2号の2の様式（第3条関係）

建築物検査結果記録書（防火シャッター）

番 号	検 査 項 目	検 査 結 果			
		指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格	
1	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
2	駆 動 装 置	軸受け部のブラケット，巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
3		スプロケットの設置の状況※			
4		軸受け部のブラケット，ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
5		ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
6		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況		
7		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
8	ケー ス	劣化及び損傷の状況			
9	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
10	危 害 防 止 装 置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
11		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
12		危害防止装置用予備電源の容量の状況			
13		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
14		作動の状況			
15	煙感知器，熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
16		感知の状況			
17	連動機構	温度ヒューズ装置	設置の状況		
18	連 動 制 御 器	スイッチ類及び表示灯の状況			
19		結線接続の状況			

20			接地の状況			
21			予備電源への切り替えの状況			
22		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
23			容量の状況			
24		自動閉鎖装置	設置の状況			
25		手動閉鎖装置	設置の状況			
26		総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			
27	防火区画の形成の状況					

特 記 事 項				
番 号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

注1 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の番号欄から検査結果欄までを取消線で抹消してください。

- 2 要是正欄は、検査項目について、平成28年国土交通省告示第723号別表第2（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 3 指摘なし欄は、2に該当しない場合に○印を記入してください。
- 4 既存不適格欄は、要是正欄に○印を記入した場合で、建基法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 5 ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- 6 検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合は、特記事項として、該当する検査項目の番号、検査項目、指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は改善策の具体的内容を記入し、改善した場合は当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は当該年月の前後に括弧を付して記入してください。

第2号の2の3様式（第3条関係）

建築物検査結果記録書（耐火クロススクリーン）

番 号	検 査 項 目	検 査 結 果			
		指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格	
1	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
2	駆 動 装 置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
3	カ ー テ ン 部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
4		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
5	ケ ー ス	劣化及び損傷の状況			
6	耐火クロススクリーン まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
7	危 害 防 止 装 置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
8		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
9		危害防止装置用予備電源の容量の状況			
10		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
11		作動の状況			
12	煙感知器，熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
13		感知の状況			
14	連 動 制 御 器	スイッチ類及び表示灯の状況			
15		結線接続の状況			
16		接地の状況			
17		予備電源への切り替えの状況			
18	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
19		容量の状況			
20	自 動 閉 鎖 装 置	設置の状況			

21		手 動 閉 鎖 装 置	設置の状況			
22	総 合 的 な 作 動 の 状 況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			
23			防火区画の形成の状況			

特 記 事 項				
番 号	検 査 項 目	指 摘 の 具 体 的 内 容 等	改 善 策 の 具 体 的 内 容 等	改 善 (予 定) 年 月

注1 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の番号欄から検査結果欄までを取消線で抹消してください。

2 要是正欄は、検査項目について、平成28年国土交通省告示第723号別表第3(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

3 指摘なし欄は、2に該当しない場合に○印を記入してください。

4 既存不適格欄は、要是正欄に○印を記入した場合で、建基法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

5 検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合は、特記事項として、該当する検査項目の番号、検査項目、指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は改善策の具体的内容を記入し、改善した場合は当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は当該年月の前後に括弧を付して記入してください。

第2号の2の4様式（第3条関係）

建築物検査結果記録書（ドレンチャー）

番 号	検 査 項 目	検 査 結 果			
		指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格	
1	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況			
2	散 水 ヘ ッ ド	散水ヘッドの設置の状況			
3	開 閉 弁	開閉弁の状況			
4	排 水 設 備	排水の状況			
5	水 源	貯水槽の劣化及び損傷，水質並びに水量の状況			
6		給水装置の状況			
7	ドレン チャー等	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況			
8		結線接続の状況			
9		接地の状況			
10		ポンプ及び電動機の状況			
11		加 圧 送 水 装 置	加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		
12		加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
13		加圧送水装置用予備電源の容量の状況			
14		圧力計，呼水槽，起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況			
15	煙感知器，熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
16		感知の状況			
17	連動機構	スイッチ類及び表示灯の状況			
18		結線接続の状況			
19		接地の状況			
20		予備電源への切り替えの状況			

21		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
22			容量の状況			
23		自動作動装置	設置の状況			
24		手動作動装置	設置の状況			
25	総合的な作動の状況		ドレンチャー等の作動の状況			
26			防火区画の形成の状況			

特記事項				
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

注1 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の番号欄から検査結果欄までを取消線で抹消してください。

- 2 要是正欄は、検査項目について、平成28年国土交通省告示第723号別表第3（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 3 指摘なし欄は、2に該当しない場合に○印を記入してください。
- 4 既存不適格欄は、要是正欄に○印を記入した場合で、建基法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 5 検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合は、特記事項として、該当する検査項目の番号、検査項目、指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は改善策の具体的内容を記入し、改善した場合は当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は当該年月の前後に括弧を付して記入してください。

第3号様式（第3条関係）

特例基準適合申告書

（宛先） 京都市 消防署長	年 月 日
申告者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	申告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

表示マークの交付（更新）を申請した防火対象物について、建築構造等の既存不適格に対して講じた措置を申告します。

防火対象物の使用状況	名称	
	建築時期等	<input type="checkbox"/> 大正以前 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 <input type="checkbox"/> 推定 <input type="checkbox"/> 記録 <input type="checkbox"/> 記憶 <input type="checkbox"/> 不明
	既存不適格	<input type="checkbox"/> 主要構造部 <input type="checkbox"/> たて穴区画 <input type="checkbox"/> 階段
	2階の床面積	<input type="checkbox"/> 300平方メートル以上 <input type="checkbox"/> 300平方メートル未満
	3階の状況	<input type="checkbox"/> 客の利用あり（宿泊 宴会 その他） <input type="checkbox"/> 客の利用なし <input type="checkbox"/> 従業員の利用あり（事務所 宿泊 倉庫 その他） <input type="checkbox"/> 3階なし
避難階	<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階 <input type="checkbox"/> その他の階 階	
講じ	主要構造部 （別表第1に掲げる措置）	<input type="checkbox"/> 措置不要（客の利用する階が全て避難階 1階以外に避難階） <input type="checkbox"/> 1の措置 <input type="checkbox"/> 2(1)の措置（ア イ） <input type="checkbox"/> 2(2)の措置（(1)ア (1)イ） <input type="checkbox"/> 2(3)の措置（ア イ） <input type="checkbox"/> 3の措置（2(1)ア 2(1)イ） <input type="checkbox"/> 4の措置（2(1)ア 2(1)イ） <input type="checkbox"/> 5(1)の措置（2(1)オ 2(1)カ） <input type="checkbox"/> 5(2)の措置
		たて穴区画 （別表第2に掲げる措置）
措置	階段 （別表第3に掲げる措置）	<input type="checkbox"/> 1の措置 <input type="checkbox"/> 2の措置
添付書類	<input type="checkbox"/> 措置を講じた箇所を明示した平面図 <input type="checkbox"/> 措置を講じた後の状況が分かる写真	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 括弧内は、該当するものを○印で囲んでください。

3 4階建て以上の場合、2階の床面積及び3階の状況の欄は、最も高い避難階を1階として記入してください。

第4号様式（第3条及び第5条関係）

表示マーク交付申請状況一覧表

年 月 日 消防署

No.	対象物 コード	対象物名称	表示区分		金銀別		継続 年数	申請受付 年月日	最終現地 確認年月 日	適合判定		表示マーク等					不適合 通知年 月日	不適合理由	返還年 月日	備 考
			3 階 以 上	2 階 以 下	金	銀				適	否	交 付 番 号	金	銀	有 効 期 間 (自)	有 効 期 間 (至)				
							年			適	否									
							年			適	否									
							年			適	否									
							年			適	否									
							年			適	否									
							年			適	否									
							年			適	否									
							年			適	否									

注1 該当する欄に○印を記入すること。

2 適宜、行を追加すること。

第5号様式（第5条関係）

審査（記録）表

現地確認実施日		年 月 日		
現地確認職員 (階級・氏名)				
防火対象物	対象物コード			
	名称			
	所在地			
	用途	消防法施行令別表第1()項		
	構造・規模	構造	・階層	地上 階 地下 階
		建築面積	平方メートル	延べ面積 平方メートル
立会者	<input type="checkbox"/> 防火(防災)管理者		<input type="checkbox"/> その他	
	氏名			

点検項目	判定結果	
防火・防災管理等	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合
消防用設備等	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合
危険物施設等	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合
建築構造等	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 不適合

審査結果	<input type="checkbox"/> 適合 (交付予定日 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 不適合
------	---	------------------------------

注1 該当する□には、レ印を記入すること。

2 点検項目において、該当しない項目がある場合は、二重線で抹消すること。

第6号様式（第7条関係）

表示マークの仕様



備考1 様式の大きさは、JIS規格B4とする。

2 数字の単位は、ミリメートルとする。

3 地色は紺色とし、マーク、文字及び枠の色は、金色又は銀色とする。

第7号様式（第10条関係）

表示制度対象外施設通知書

様	発 消 第 号 年 月 日
	京都市 消防署長 印

年 月 日付けで申請のあった次に掲げる防火対象物については、防火基準適合表示制度の対象外施設であることを確認したので通知します。

防火対象物	所 在 地	
	名 称	

第8号様式（第10条関係）

表示制度対象外施設申請書

(宛先) 京都市 消防署長		年 月 日	
申請者の住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）		申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）	
防火基準適合表示制度に関する事務処理要領第10条の規定により、表示制度対象外施設通知書の交付を受けたいので次のとおり申請します。			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途	収容人員	
	規模・構造	構造	・階層 地上 階 地下 階
	建築面積	平方メートル	延べ面積 平方メートル
特記事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

注1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 防火対象物点検報告書の写し
- (2) 消防用設備等点検結果報告書の写し
- (3) 建築物調査結果報告書（第1号様式）及び建築物調査結果記録書（第2号様式）
- (4) 建築物検査結果報告書（第1号の2様式）及び建築物検査結果記録書（第2号の2の1様式～第2号の2の4様式）
- (5) その他署長が必要と認める書類